

グローバル化時代における朝鮮系移民の統合：「韓人」のすりかえと浸透

著者	林 史樹
雑誌名	国立民族学博物館調査報告
巻	69
ページ	209-222
発行年	2007-03-30
URL	http://doi.org/10.15021/00001428

グローバル化時代における朝鮮系移民の統合 「韓人」のすりかえと浸透

林 史樹

神田外語大学外国語学部韓国語学科専任講師

はじめに

韓国で海外移民支援のために設立された在外同胞財団によれば、海外に居住する韓国・朝鮮系（以下、朝鮮系）の人口は2005年で約670万人とされる。実際に韓国では、1990年から年間1万人を超える海外移民が10年以上続いている。このことから、韓国社会ではグローバル化時代を象徴するように人的流動が盛んであるといわれてきた。

しかし、彼らが移民するに至った理由は、時代や移住先によっても異なるし、世代によっても移民に対する考え方が異なる。そのような個人が自らをアイデンティファイするうえで、自分たちの集団に対する呼称が必要となるが、自らがどのような呼称を選択するかはそれぞれの立場を表していた。ある意味でそのことが世界各地に居住する朝鮮系移民の集団にばらつきをみせていた。

とくに顕著なのは日本への移住者であり、彼らには政治的な立場を反映させた「在日韓国人」や「在日朝鮮人」などの呼称がある。在日韓国人は朝鮮半島に現れた南側の政権（大韓民国：韓国）を支持する人々に好んで用いられる。一方、在日朝鮮人は朝鮮半島の北側の政権（朝鮮民主主義人民共和国：北朝鮮）との関係が深い人々によって用いられがちである¹⁾。そこで、近年になると政治的な立場にとらわれない呼称として「在日コリアン」がでてきた。古くは「在日同胞」や「在日僑胞」、単なる「在日」という呼称も、そうした政治的な立場からやや自由な呼称であったといえよう。

また、集団の呼称は地域によっても異なる。アメリカなどでは朝鮮系移民について「コリアン・アメリカン」や「コメリカン」、「在米僑胞」、「在米同胞」が一般的である。中国では「朝鮮族」、ロシアでは「カレンスキー」や「高麗人」、「高麗サラム」という呼称が一般に用いられてきた。

同時に、彼らはこれら地域ごとの呼称を名乗ることで、地域ごとの出自との関わりを受け入れていった。先の日本に住む朝鮮系の人々は韓国・朝鮮に、在米コリアンや高麗人においては現地の国籍にアイデンティティをおくことが少なくない。「朝鮮族」もかなり「中国人」という意識をもっているなど〔韓景旭 2001:68〕、同じ朝鮮系移民といっても「祖国」に対する意識はさまざまである²⁾。

一方、近年、韓国政府が主導して、海外移民をいかに取り込んでいくかに神経をつか

いはじめた。これはちょうど韓国が高度経済成長を経て、経済大国としての自信をつけはじめた時期に重なっている。この動きと連動して、1990年代前後から韓国では朝鮮系の移民に対する呼称を積極的に用いはじめた。それが「韓民族」(han-minzok)であり、ごく最近では「韓人」(han-in)という呼称である。そして、この韓国発の呼称が各地域に居住する朝鮮系の人々にも徐々に受け入れられてきた。

本稿では、とくに最近とみに目立ちはじめた韓人という呼称が、海外に居住する朝鮮系の人々にいかに作用し、それがいかに韓国政府の意図と結びついているかを指摘していく。その際、韓人に付されたニュアンスが微妙にすりかえられたことも指摘する。この韓人が浸透していく背景こそ、グローバル化時代の韓国社会の一局面をまさに指し示しているのである。

1 朝鮮系移民を統合する呼称

後述するように、韓人はずっと以前から使われてきた用語であるが、近年における華人という用語の浸透をみたとき、ある意味で韓人は華人を意識したといえそうである。たとえば、在外同胞財団が主催して2002年に第1回の「韓商大会」がソウルで開かれたが、これも「華商大会」を意識した名称とする記事を後の報告書に掲載している〔在外同胞財団 2003:176〕。1991年に第1回目がシンガポールで開かれた華商大会に習って、在外同胞財団が計画したのである。韓国は、華人たちがネットワークを駆使し、世界に散らばった同胞を資源として利用していることに注目してきた。そこで、在外同胞財団としては、その資源を活用すべく韓商大会を開いたのである。人的資源の呼称である華商や華人が、単に韓商や韓人にすげかえられたともいえそうである。

ただ、韓人以外に、朝鮮系をまとめる呼称がこれまでに決してなかったわけではない。先に示したように、各地域でのローカルタームとしての呼称をのぞき、朝鮮系全体を指し示す呼称としては「朝鮮民族」のほか、「在外同胞」や「韓民族」などが思いあたる。

たとえば、社会学者で韓国の移民研究を進める尹麟鎮は、著書のなかで朝鮮系を指す用語をめぐって「僑民」・「僑胞」・「同胞」など、いくつかをあげて検討している。その結果、尹は、最終的に客観的で科学的な分析のため、より価値中立的として「在外韓人」という呼称を使用すると結論づけている〔尹麟鎮 2004:21〕。

しかし、拙稿でも指摘したように〔林 2006:93〕、尹は前掲書のなかでいくつかの用語についてそれなりの検討を加えているが、朝鮮民族・朝鮮系や、韓国で1970年後半から文献などでも散見される韓民族という用語に対する検討が意図的にか抜け落ちていた。

まず、朝鮮民族や朝鮮系の「朝鮮」については、今日の日本において差別的な呼称でなく、学術的な用語として多用される。しかし、韓国において「朝鮮」は植民地期のイメージが強く、また対置する朝鮮半島北部の政権が「朝鮮」を用いているため、忌避された

ものと考えられ、尹は議論さえしていない。ちなみに北朝鮮においては、国家の名称に用いられていることもあり、自然と用いられている呼称である。

次に、韓民族という用語は、1988年ソウルオリンピックを記念して、翌年から「世界韓民族祝典」が開かれ、1991年から「世界韓民族学術会議」が開催されるなど、とくに1990年頃から頻繁に用いられてきた。それ以降、1990年代後半まで、朝鮮系の人々をまとめる呼称として多用され、韓民族は南側（韓国）だけで手あかがついた用語になった。ただ韓民族は、発音すれば漢民族と同じになり、区別ができない。この点もこれに代替する用語が必要とされた理由といえるかもしれない。いずれにせよ、2000年に入り、新たに朝鮮系の統合を進めるうえで、韓民族以外に新しい用語が必要になったものと考えられる。

そこで現れたのが韓人という用語といえよう。韓人が好まれる理由として、南北分断以前から用いられてきた語であることが考えられる。実際に、1900年代初期には使用されていたようである。たとえば、満州地域に居住していた朝鮮系を指すのに、「在満韓人」という語が用いられていた。また、独立運動家の金九が組織した集団が「韓人愛国団」、上海でも「上海居留朝鮮人」といった用語に混じって、「上海大韓人僑民団」や「上海韓人分会」など韓人が用いられている。中国以外でも、ハワイなどの朝鮮系の移住先で、「大韓人国民会」や「韓人基督教会」、「韓人監理教会」といったように、韓人という用語は決して、南の政権だけを意識して近年につくられたものではないといえる。

しかし、たとえば拙稿 [林 2006:99] で示したように、2002年以降に韓人と称された論考が急増した。さらにいえば、在外同胞財団法が制定され、在外同胞財団が発足する1997年前後からは、それまで支配的であった韓民族よりも、韓人を用いた論考が増えたこともわかった [林 2006:108]。その理由として、尹のいう「価値中立的」を前面に押しだされたりもするが、韓人という語には大韓民国の「韓」が用いられており、「朝鮮」という語に敏感な韓国の人々にとって好都合な用語であったと考えられる。

いずれにせよ、これらのことを背景に、韓国では韓人を率先して用いるようになった。しかし、拙稿で指摘したように他の用語を排除する適切な理由がないことや³⁾、韓人が南の政権下の人々のみに盛んに用いられている状況をみたとき、韓人という語が価値中立的に用いられているようにみえない。韓民族という語を用いなくなった「配慮」の背後にも、韓国政府の意図が感じられる。そこで以降では、韓人という語の現在の用いられ方を検討していく。ただし、それに先だって国家機関で用いられている同胞という語から検討を加えていきたい。

2 在外同胞法にみる「同胞」の規定

まず、韓国で海外移民を統括するセンターである在外同胞財団が用いる「在外同胞」

の規定をみていきたい。在外同胞財団はいうまでもなく、国家機関であり、国家の方針が直接的に関わってくる。ある意味で国家の見解ともいえる。そこで使用される語と、その用語の範囲を確認していく作業は不可欠となる。

現在、「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」（在外同胞法）において、同胞は次のように定められている。

第2条（定義）

この法で「在外同胞」というのは、次の各号の1に該当する者をいう。（改定2004.3.5）

- 1) 大韓民国の国民で外国の永住権を取得した者、または永住する目的で外国に居住している者（以下、「在外国民」という）
- 2) 大韓民国の国籍を保有した者（大韓民国樹立以前に国外に移住した同胞を含む）、またはその直系卑属で外国国籍を取得した者のうち、大統領令が定める者（以下、「外国国籍同胞」という）

この2004年の改正で新たに付け加えられたのが、括弧内の「大韓民国樹立以前に国外に移住した同胞を含む」の部分であり、これによって中国朝鮮族やロシア高麗人などが含まれてくることになった。以前から、同胞はこれらの人々を含む意味で用いられることが多かったが、国家機関としての在外同胞法で定めるところには正式に含まれていなかったのである。それが、ようやく今日になって在外同胞を海外に居住する朝鮮系の人々全体として用いているようになったといえる。それでは、2004年の改定以前はどのようであったのだろうか。以下、在外同胞法を専門とする法律学者ノ・ヨンドン [2003] が紹介するところにしたがひながらみていきたい。

順を追ってみていくと、まず初めに1996年12月の在外同胞財団法では、在外国民は大韓民国国民で外国に長期滞在、または永住権を取得した者、在外同胞は国籍を問わず、韓民族の血統を備えた者で外国に居住生活する者としている [ノ・ヨンドン 2003:67]。これを受けて、1997年10月15日にだされた在外同胞基本法案による在外同胞の定義は第3条に次のように記載されている [ノ・ヨンドン 2003:112]。「この法で‘在外同胞’とするのは、大韓民国国民として外国に長期滞在、または永住権を取得した者と、国籍を問わず韓民族の血統を備えた者として外国で居住・生活するものをいう」。いずれにせよ、ここで注目されるのは、韓民族という語を用いて朝鮮系を指し示そうとしていることである。

これが1997年11月5日にだされた在外同胞基本法案による在外同胞の定義をみると、先の文章を分割し、在外同胞に、在外国民というカテゴリを加えている。そして、それに加えて韓民族の血統に対する判断として「大韓民国国籍を保有した先祖を基準とし、1/4以上の血統をもつ者と韓人証をもつ者の子孫で、申請によって韓人証を発給され

た者」をあげている⁴⁾。このことは同時に、韓民族という語が、大韓民国との関連だけで定義されるものであることを示している。

1998年12月の「在外同胞の法的地位に関する特例法」においては、在外国民は大韓民国の国民で外国の永住権を取得した者、または永住する目的で外国に居住している者とし、外国国籍同胞は大韓民国の国籍を保有した者、またはその直系卑属で外国国籍を取得した者としている〔ノ・ヨンドン 2003:68〕。これに沿って2000年12月30日に一部改正された「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」における同胞の定義では、同様に在外国民と外国国籍同胞という2つのカテゴリを設け、これらを合わせて在外同胞とした⁵⁾。ただし、ここでは大韓民国国籍との関連だけで規定されていたため、大韓民国政府樹立以前の朝鮮系については対象外となっていた。これは多分に中国政府などとの外交関係に問題が及ぶことを懸念したためと考えられるが、それにより同胞という語が、やはり大韓民国との関連だけで定義されるものとなった。

それが、大韓民国政府樹立以前についても明記すべきという意見が高まり、2003年6月13日には在外同胞基本法案について修正案がだされた。ここでは4つのカテゴリに分割して案が書かれているが、注目されるのは定義を示した3条3号と3条4号での大韓民国政府樹立以前の朝鮮系も同胞のカテゴリに含めたことである⁶⁾。

それに先だって、2003年5月6日にだされた「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律中改正法律案」では、在外同胞を「在外国民」、「外国国籍同胞」、「無国籍同胞」に分けて考えており、それぞれ在外同胞基本法案の3条1号に該当する者を在外国民、3条2号と3号に該当する者を外国国籍同胞、3条4号に該当する者を無国籍同胞と区分するなど、海外に居住するすべての朝鮮系をいかに「同胞」の枠内に組み入れるかに苦心している〔ノ・ヨンドン 2003:200〕。

加えて、この「同胞」という語の優位性は北朝鮮でもみられる。北朝鮮では海外に居住する朝鮮系については「公民」や「人民」を用いたり、たとえば日本に居住する朝鮮系移民に対して、ときに「在日朝鮮人」と「朝鮮人」を用いたりするようであるが、「在日同胞」を用いるものが目立っている〔社会科学院歴史研究所編 1991, 1992〕。これらのことから、「在外同胞」は北朝鮮でも受け入れやすい呼称といえるかもしれない。

しかし、現在、このように韓国で用いられている「在外同胞」は朝鮮系移民を指す語といえない。脱北者の存在を視野に入れたとき、韓国でいう在外同胞は、朝鮮系移民の呼称といえなくなるからである。特定できないながら5万人から10数万人、一説に20万人を超えるといわれる脱北者は、中国・ロシアなどから東南アジアにまで滞在地域を広げている。現在は彼らがそれぞれの地で滞在者として公式に認められることはない。しかし、たとえばアメリカなどで北朝鮮からの亡命を認めはじめた現状において、今後これらの人々が新たな滞在者になりうるのである。そのとき、彼らが在外同胞に含まれるかといえ、非常に微妙な立場にいることになる。なぜなら、大韓民国国籍を所有して

いない人々が在外同胞に含まれる要件として大韓民国政府樹立以前という条件がついているからである。在外同胞という用語にさえ、韓国を中心としたナショナリズムの影がみてとれるのである。

以上のように、当初は海外に住む朝鮮系の人々（＝在外同胞）を韓民族と定義しようとしたが、それでは齟齬が生まれた。そこで結局は、韓民族の定義づけをしなおし、在外同胞の定義をそれに近づけたともいえよう。つまり、「在外同胞＝韓民族の血統を備えた者」、そして「韓民族の血統を備えた者＝在外国民・外国国籍同胞・無国籍同胞」という三段論法的な定義であったが、そのため、あくまでも定義からは北朝鮮が除外され、韓国が主体でつくられたことに注目せざるを得ない。

3 「韓人会」会則にみる韓人

韓人という語が、尹らのいうようにまったく価値中立的に用いられているのか否かを知るうえで興味深いのが、各地域にある「韓人会」の会則あるいは定款（以下、すべて会則とする）である⁷⁾。韓人会とは、建前上は朝鮮半島以外に居住する韓人＝朝鮮系の人々を中心とした集まりということになる。しかし、実際には必ずしも韓人＝朝鮮系の人々といえない状況が、これらの会則から読みとれる。

たとえば、韓国からの移民が一番多いとされるアメリカの場合、たとえばニューヨーク韓人会（資料1）の会則を例にみると、「母国」という表記はみられるものの、単に「民族の繁栄」や「他民族との友好関係」が会の目的としてあげられている。資格にしても「18歳以上の韓人同胞」とされているだけで、ことさら「韓国」がでてくることはない。

ところが、ニュージーランド（資料2）など、移民が新しい地域における韓人会の会則をみると、目的に「韓国僑民」という語がみられるばかりか、「韓国の文化」を積極広報することまで掲げられている。資格においても「韓国人」であることが明記されている。マレーシア（資料3）、バングラディシュ（資料4）、シンガポール（資料5）など、韓国からの移民が多くない地域でも、「大韓民国とマレーシア連邦共和国の親善および文化交流」や、「大韓民国国是に順応し」「韓国とバングラディシュ間の民間親善」、「大韓民国とシンガポール共和国間の相互理解と利益増進」などが謳われている。これら地域の会員資格には、やはり「大韓民国国民」であることが前提となっている。フィリピン（資料6）やスリランカ（資料7）の韓人会では、単に韓人として親睦や紐帯、位相を高めることや、「民族」や「同胞」という語を用いて、誇りや同胞愛を高揚することを目的としている。しかし、会員資格をみれば、いずれも「大韓民国国民」であることが条件になっている。また移民の歴史が長いカザフスタン（資料8）の韓人会でも、目的として「大韓民国とカザフスタン間の相互理解と利益増進」があげられている。

以上の地域の会則から、いくら韓人が南北分断以前からも用いられていたといえども、

現在では大いに大韓民国政府との「癒着」がみられる用語になっていることが指摘できる。これらに対して、単に「南側」の政権では、「北側」も含めて「大韓民国」と定められており、それにしたがって「朝鮮民族＝韓国人」としたという説明では、あまりにも説得力に欠けるといわざるを得ない。ここからも、韓人は決して中立的価値をもった学術用語ではないといえそうである。

さらに興味深いのは、中国（資料9）と日本（資料10）における韓人会組織である。両方とも会則1条において、名称は「在中国韓国人会」や「在日本韓国人連合会」のように、「韓国人」を掲げているにもかかわらず、同時に略称を「韓人会」とすることが定められている。目的は会員間の親睦や権益擁護以外に、韓中間や日韓間の友好協力や地域発展などとなっている。会員資格に関しては韓国籍の者となっており、朝鮮族など外国籍の者は排除されている。ニューヨーク韓人会が、曖昧さを残したままでもその資格を「韓人同胞」という枠で提示したのと対照的である。

これらの地域においては、中国朝鮮族という範疇で括られる人々や、在日韓国・朝鮮人、とくに在日朝鮮人という範疇で括られる人々が多く住んでいる。朝鮮族については冒頭にも指摘したとおりであるが、在日朝鮮人という範疇の人々には分断された北側の政権に親近感をよせる人々も含まれている。したがって、その際に用いられる「民族統合」の名称に関しては、過敏にならざるを得ない。なるべく政治色がついていない、中立的価値の強い用語が求められるためである。そのような地域で韓人が「同民族」をまとめる用語として採用されなかったことは、結局は、韓人が中立的価値をもっていないと判断されたためといえないだろうか。

両地域においても韓人という名称が受け入れられず、韓国人会や韓国人連合会といったように「韓国人」とせざるを得なかった。ところが、「韓国人」でとどまるのではなく、略称を韓人会とするという一文を会則に含め、韓人を推し進めていったことに2つの語が微妙に交錯している現状がうかがえる。ここには、いずれ「朝鮮族」や「朝鮮人」というアイデンティティをもつ人々も、「韓人」に引き入れてしまおうという思惑が潜んでいるのかもしれない。いずれにせよ、「韓国」を十分に意識させる用語、韓人に「乗った」のは何も韓国を中心とする学者たちだけでない。多くの移民も韓人に便乗することで韓国と関連する移民としての位置づけを積極的に獲得しようとしたのである。

4 「韓人」のすりかえと浸透

以上のように、各地域の韓人会会則などからみれば、韓人とは在外同胞という語のなかでも、「在外国民」に相当する語であることがわかる。それは外交的な問題はあっても、実際に外交摩擦が少ないと思われる東南アジアなどの国家における韓人会会則においても「在外国民」としての用法になっているように、韓人の「韓」には「大韓

民国」という意味合いが十分に意識されているといえる。つまり、尹のいうように、決して中立価値的な用語でなく、多分にナショナリズムを含んだ用語といえる。いや、もっと適切に言えば、本来は朝鮮半島に出自をもつ人々の総称として用いられていたが、現在において南半分の占める国家である大韓民国の存在を前提とした用語にすりかえられたのである。

さらに、盛んに使用される時期が韓国の経済力が安定した1980年代からというのが、とくに注目される。加えていえば、韓国において1981年に海外旅行拡大方針が発表され、1983年に50歳以上の海外旅行が自由化された。完全に海外旅行が自由化されたのは1989年からであり、移民という形態以外でも、1980年代は韓国が積極的に海外に進出していった時期でもある。韓国が確実にグローバル化の波に巻き込まれていったのである。

海外駐在員の派遣をはじめとする韓国企業の海外進出、近年の留学や研修が盛況になるにつれ、海外に短期・長期的に滞在する者が増加の一途をたどっている。これら韓国籍をもつ在外国民の増加が、より韓人を浸透させていく役割を担っている。冒頭にあげたように、在日韓国人や在日朝鮮人、在日コリアンが一般的であった日本においても、ニューカマーを中心に「在日韓人」といった用語が徐々にみられるようになった。韓国からの移民に影響を及ぼしてきた教会などでも、「韓人教会」と名づける教会がでてきた。同様な状況は、中国やロシアなどにもみられ、論文などを中心に、「在中韓人」や「カザフスタン韓人」などといった用語がみられるようになった。

これらは韓国がグローバル化時代に巻き込まれていく過程で、ますます傾向としてみられると考えられる。韓人が朝鮮系移民をまとめる用語として優勢を誇りはじめたのである。いわゆる韓国の「息のかかった」用語である韓人が浸透しはじめたのである。また、それが従来から用いられてきたという「正統性」をもって主張されるが、ニュアンスは今日の大韓民国に引きつけたところに巧みにすりかえられていた。

しかし、この語の浸透と同時に、これまでばらつきがみられた朝鮮系移民にも統合の兆しがみられてきた。当然、これは北側の政権との間で、圧倒的な経済力を誇る南側の政権の主導で朝鮮系がまとまることを意味している。

本稿では、韓人会会則と海外同胞法などを参照しながら、韓人がいかに民族統合の用語として浸透してきたかに焦点を当てた。もちろん、670万人ともいわれる朝鮮系移民の多くは大韓民国成立以降の移民が多く含まれており、今日においてはとくにその傾向は強い。そのような意味で、今後一層、韓人が「在外同胞であるところの韓国人」として「朝鮮系移民」という意味にかぎりなく重なっていくことはあり得る。しかし、それが意図的に行われ、知らず知らずのうちに人々の間に浸透することで、より統合の速度を増していくとも考えられる。

韓人という語は、本来において中立的価値をもっていたのかもしれない。しかし、韓国からの移民増加にともない、また韓国において官民ともにこの語の支持を推し進めて

いく。その過程で韓人が大韓民国という国家の色合いをもって浸透していったといえる。どこまでこれが意図的であるかは不明であるが、新たな色合いをもたされた呼称が浸透していくことで、同じ方向性を向いていく人々がでてくる事例を韓人はみせてくれる。インターネットやメディア、学会などを通じ、浸透の度合いを進める。これらのことは、まさにグローバル化によって可能となったのである。

注

- 1) いうまでもなく、日本における朝鮮籍の存在は南北分断以前の朝鮮からくるもので、いわゆる朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）籍ではない。ただ、北朝鮮が朝鮮籍にさまざまな支援や特権を与えるなど、つながりが深いという意味である。
- 2) たとえば、韓国側の立場の者も、僑民社会と朝鮮族社会と区別し、「海外に居住している韓国僑民たちと韓民族同胞たち」といった使い方をしたりもするように〔Morning Beijing 編輯部 2005:15〕、必ずしも同じ意識をもっているとは思っていない。
- 3) [林 2006:93-95] を参照されたい。
- 4) 1997年11月5日にだされた在外同胞基本法案による在外同胞の定義は第3条に次のように記載されている〔ノ・ヨンドン2003:118〕。「1）この法で‘在外同胞’とするのは、国籍を問わず、韓民族の血統を備えた者で、外国に居住、生活するものをいう。②この法で‘在外国民’とするのは、大韓民国国籍を保有し、外国に長期滞在、または永住権を取得したものをいう。2）韓民族の血統に対する判断は、大韓民国国籍を保有した先祖を基準（1とみる）とし、1/4以上の血統をもつ者と韓人証をもつ者の子孫で、申請によって韓人証を発給された者を標準とする」。韓人証は、朝鮮系であることを証明する、一種の「在外同胞登録制度」である。
- 5) これが2000年12月30日に一部改正された「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」の第2条でなされた「在外同胞」の定義は次のようになる〔ノ・ヨンドン 2003:126〕。「この法で‘在外同胞’とするのは次の各号の1に該当するものをいう。1）大韓民国の国民で、外国の永住権を取得した者、または永住する目的で外国に居住している者（以下‘在外国民’とする）。2）大韓民国の国籍を保有した者、またはその直系卑属で外国国籍を取得した者のうち、大統領令が定める者（以下‘外国国籍同胞’とする）」。
- 6) 2003年6月16日にだされた在外同胞基本法の修正案第3条の定義では、「在外同胞」は次のようになる〔ノ・ヨンドン 2003:189〕。「この法で‘在外同胞’とするのは次の各号の1に該当するものをいう。1）大韓民国の国民で外国の永住権を取得した者、または永住する目的で外国に居住している者。2）大韓民国の国籍を保有した者、またはその直系卑属で外国国籍を取得した者のうち、大統領令が定める者。3）大韓民国政府樹立以前に国外に移住した者で、外国国籍取得した者と、その直系卑属のうち、大統領令が定める者。4）大韓民国政府樹立以前に国外に移住した者で、外国国籍を取得しなかったまま国外に居住している者、およびその直系卑属のうち、大統領令が定める者」となっている。
- 7) 各地に存在する各韓人会に赴いて会則を入手するのは困難であり、インターネットを用いて資料収集を行った。ただし、会則が掲載されていなかったり、ホームページ自体が不明であったりする韓人も少なくなかった。結果として、本稿で扱ったもの以外に適当なものはあまりなく、それらを会則の代表としてみなすことにした。

文 献

チョ・ヤンフン

2005 「豪州移民小史」『シドニー韓人電話番号簿2005』豪州シドニー韓人会, pp.11-12。

林 史樹

2006 「増殖する‘韓人’——朝鮮系移民はどこに帰属するのか?」『神田外語大学紀要』Vol.18, pp.89-108。

韓 景旭

2001 『韓国・朝鮮系中国人=朝鮮族』中国書店。

Morning Beijing 編集部

2005.9『Morning Beijing』20, 五洲伝播出版社。

ノ・ヨンドン

2003 『在外同胞法改正, どのようになっていこうとするのか』タヘ。

社会科学院歴史研究所編

1991 『朝鮮全史 年表2』科学百科事典総合出版社。

1992 『朝鮮全史34 現代版』科学百科事典総合出版社。

尹 麟鎮

2004 『コリアン・ディアスポラ』高麗大学校出版部。

在外同胞財団

2003 『第2次世界韓商大会結果報告書』在外同胞財団。

資 料

①ニューヨーク韓人会会則

(<http://www.nykorean.org/intro/policy.asp>) <2006年5月2日参照>

第1章総則第2条目的

1. 本会は韓人の定着が成功するように支援し, 彼らがアメリカ社会の健全な一員として自由と幸福を追求できるよう, 自負心と活力を培う活動と事業を展開する。
2. ニューヨーク一円の韓人団体と協調と融和および団結を助長する。
3. 本会は他地域社会に積極的に参加し, 他民族との友好関係を篤くする。
4. 本会は母国の発展と民族繁栄に積極的に寄与する。

第2章会員第6条資格

1. 正会員は本会則第3条に明示した活動区域に居住, または生活基盤をおく18歳以上の韓人同胞とする。
2. 準会員は上記1項に準ずる18歳未満の者とする。
3. 名誉会員は正会員や準会員の資格を持った者あるいは本会に寄与した者のうちで, 本人からの申請, または会長が必要と認めるとき, 会長が委嘱する。

②ニュージーランド韓人会

(<http://www.nzkorea.org/law.php>) <2006年5月2日参照>

第1章総則

第2条 (目的)

本会の目的はニュージーランドのオークランド地域に居住する韓国僑民を代表し、僑民相互間の親睦と福利増進および和合を追究し、会員の移民定着支援、ニュージーランド社会、そしてニュージーランド社会に居住する他民族共同体との善隣関係を維持しつつ、韓国の文化を積極広報し、紐帯と協力を強化するところにある。

第5条 (会員)

本会は正会員、準会員、そして名誉会員をおく。

1. 正会員：正会員は18歳以上のニュージーランドのオークランド地域に居住する市民権者、永住権者、そして就業許可を受け、ニュージーランドのオークランド地域に居住する韓国人とする。但し、会費を出さなかった場合は選挙権と被選挙権を持ってない。
2. 準会員：準会員は6ヶ月以上、ニュージーランドのオークランド地域に居住する留学生、商社駐在員、そしてそのほかの目的で2年以上滞在している韓国人とする。
3. 名誉会員：名誉会員は大韓国外交官と、その家族、そして本会の理事会決議によって推薦された韓人および第3国人とする。
4. 本会は会員名簿を保管しなければならない、名簿には会員の氏名、住所、会員の資格区分、入会日時などを記録し、保存する。
5. 各会員は本会が決定するところにしたがって、会費を納付しなければならない義務がある。但し、会費の有効期間は当該会計年度に準ずる。
6. 第5条1の正会員に明示された事項以外の各会員の選挙権と被選挙権に対する資格要件は該当選挙の管理規定に従う。

③マレーシア韓人会定款

(<http://www.mykorean.org/intro/rules.asp>) <2006年5月2日参照>

第1章総則第2条目的

1. 大韓民国の国是を遵守し、国策に順応する。
2. 会員相互間の親睦と福祉を図る。
3. 大韓民国とマレーシア連邦共和国の親善および文化交流を増進させ、国威宣揚に貢献する。

第2章会員第4条資格

1. 正会員
 - 1) 個人会員－マレーシアに6ヶ月以上居住している18歳以上の大韓民国国民は個人会員の資格を持つ。
 - 2) 法人会員－大韓民国法人のマレーシアに駐在する支社および現地法人は法人会員の資格を持つ。
2. 特別会員：駐マレーシア大使館員およびその家族とする。
3. 名誉会員：マレーシアに居住する韓人でない者のうち、本会の趣旨に賛同する者で会長団または顧問団の推薦によって人員会の承認を受ける。
4. 1, 2, 3項の会員はともに会費を納付しなければならない。

④在バン格拉ディッシュ韓人会会則

(http://www.kor-bangladesh.com/korasonewa/ragulation_of_hanin_hoe.htm)

<2006年5月2日参照>

第1章総則第3条 (目的)

本会は大韓民国国是に順応し、在バン格拉ディッシュ韓人社会の親睦と福祉増進、文化および子女教

育向上を図り、韓国とバングラディシュ間の民間親善に寄与することを目的とする。

第2章会員の資格、管理および義務第5条（会員の資格）

1. 正会員は大韓民国の国民としてバングラディシュに居住するすべての韓人とする。
2. 準会員はバングラディシュに勤務する大韓民国公務員とする。
3. 父母のうち、1人が韓国人である場合、子女も会員と認める。
4. 名誉会員は上記の資格を持たない者で、本会の目的に賛同する者のうち、会長の推薦で運営委員会の承認を受けた者とする。

⑤シンガポール韓人会会則

(http://www.koreansingapore.org/new_design/intro/const/const.asp) <2006年5月2日参照>

2. 目的

本会の目的は下記の通りである。

- 1) 会員間の親睦と協力増進。
- 2) 大韓民国とシンガポール共和国間の相互理解と利益増進に期待。
- 3) 会員および会員子女のための教育支援。
- 4) 会員のための社交および娯楽施設の維持管理。

4. 会員の資格

本会は下記の種類の会員で構成する。

1) 個人会員

シンガポールで3ヶ月以上居住する20歳以上の大韓民国国民は個人会員の資格を持つ

2) 法人会員

大韓民国法人のシンガポール支社およびシンガポール法人は法人会員の資格を持つ。

3) 準会員

外国国籍の取得した韓国僑民で、シンガポールに3ヶ月以上居住している者および20歳以上である者の家族は準会員の資格を持つ。

⑥フィリピン韓人会定款

(<http://yellowbook.korea.com.ph/board/view.php?id=ukca&no=2>) <2006年5月2日参照>

第1章総則第3条（目的）

本会はフィリピンに居住する韓人の親睦と紐帯を強化し、その福利を増進し、あわせてフィリピン国民との調和のあった生き方を追求することで、韓人の位相を引き上げ、祖国発展に寄与することを目的とする。

第2章会員第4条（会員）

本会の会員はフィリピンに3ヶ月以上居住する満20歳以上の大韓民国国民で、本会に登録をした者とする。

第5条（特別会員）

特別会員は本会に加入を希望する外国人で、任員会の加入承認を受けた者とする。

⑦スリランカ韓人会会則

(http://iwebkorea.net/srilanka/sub1_02.htm) <2006年5月2日参照>

第1章総則第2条（目的）

本会はスリランカに居住する会員相互間の親睦と協力を図り、各種行事と活動を通じ、国威を宣揚

し、民族の誇りと同胞愛を高揚し、スリランカ国民との友誼増進に寄与することを、その目的とする。

第3条（会員および準会員）

1. 本会の会員は次の各号の1に該当する20歳以上の人間で、スリランカに6ヶ月以上居住した者または居住予定の者とする。
 - 1) 大韓民国国民
 - 2) 多国籍の韓人同胞
2. 会員の配偶者または直系家族で多国籍所有者は準会員になれる。

⑧カザフスタン韓人会定款

(http://www.kazkorean.com/html/kazkor_infor/sub_info2.html) <2006年5月2日参照>

1. 名称

本会は、在カザフスタン韓人会と称し、以下「本会」とする。

2. 目的

本会の目的は下記の通りである。

- 1) 会員間の親睦と協力増進。
- 2) 大韓民国とカザフスタン間の相互理解と利益増進に期待。
- 3) 会員および会員子女のための教育支援。
- 4) 会員のための社交および娯楽施設の維持管理。

4. 会員の資格

本会は下記の種類の会員で構成する。

- 1) 個人会員
- 2) 法人会員
- 3) 準会員

⑨在中国韓国人会定款

(http://www.china1.co.kr/han/index/in1_4.php) <2006年5月2日参照>

第1章総則第1条（名称）

1. 本会は在中国韓国人会（以下、本会）と称する。
2. 本会の略称は「韓人会」とする。

第1章総則第2条（目的）

本会は、大韓民国の国是を遵守し、中国内に居住している会員の親睦促進、権益拡大および福祉向上を図り、韓中間の友好協力を増進することを、その目的とする。

第2章会員の資格、管理および義務第4条（資格）

1. 本会会員は本会および各支部会の正会員とする。
2. 本会会員は満18歳以上の韓国国籍所持者で、Zビザを取得したか、年間6ヶ月以上中国に居住している者とする。

在中国韓国人会準備委員会発足したのは、1999年8月である。

⑩韓国人連合会会則

(http://www.haninhe.com/korean/sub_kaisoku.php) <2006年5月2日参照>

第1章総則第1条名称

本会は在日本韓国人連合会と称する（略称は韓人会とする）。

第1章総則第2章目的

本会は在日韓国人の親睦と協力を増進し、権益を擁護することで、在日韓国人社会の統合と繁栄を図り、日韓交流と地域発展に貢献することを目的とする。

第2章会員第6条資格

1. 正会員は日本に居住する18歳以上の韓国国籍をもつ者とする。
2. 準会員は本条1項の条件として外国国籍をもった韓国僑民とする。
3. 名誉会員は本会の発展に特別な功勞がある者で、会長が理事会の承認を受けて委嘱する。